

訪問看護ステーションげいせい 訪問看護サービス(指定介護予防訪問看護サービス)重要事項説明書

1.事業所の概要

| | |
|----------|--------------------------------------|
| 事業所名 | 訪問看護ステーションげいせい |
| 所在地 | 高知県安芸郡芸西村和食甲 4268 |
| 事業者指定番号 | 高知県 第 3962090035 号 |
| サービス提供地域 | 芸西村・安芸市・香南市夜須町 ※上記地域以外の方でも利用できます。 |

2.職員体制

| | |
|--------------|-----------------------|
| 職 種 | |
| 管理者 | 看護師 常勤 1名 |
| 看護師 | 2名以上(管理者含め常勤換算2.5名以上) |
| 理学・言語・作業療法士等 | 実情に応じた適当数 |

3.営業日及び営業時間

| | |
|---------|------------------------------|
| 月曜日～金曜日 | 9:00～17:00 |
| 土曜日 | 9:00～12:30 |
| | ※日・祭日・年末年始(12/30～1/3)は休業日です。 |

4.サービス内容

利用者の居宅へ看護師等を派遣し、主治医の指示に基づいて看護に重点をおいたサービスを提供します。

- ①病状・障害・全身状態の観察
- ②清拭・洗髪などによる清潔の保持、食事及び排泄など日常生活の世話
- ③褥創や創傷の予防及び処置
- ④日常生活訓練(リハビリ訓練)
- ⑤ターミナルケア、認知症患者の看護
- ⑥療養生活や介護方法の助言や本人・家族への精神的支援
- ⑦カテーテル等の交換及び管理
- ⑧その他在宅療養を継続するために必要な医師の指示による処置

5.サービス利用料金及び利用者負担金

介護保険の給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用料金の**1割**、**2割または3割**です。介護保険の給付の範囲を超えた場合は全額自己負担となります。

| 1割の利用者負担金 | | |
|--------------------------------------|---------------|---------------------|
| *20分未満 | 介護 314円/回 | 予防 303円/回 |
| *30分未満 | 介護 471円/回 | 予防 451円/回 |
| *30分以上1時間未満 | 介護 823円/回 | 予防 794円/回 |
| *1時間以上1時間30分未満 | 介護 1,128円/回 | 予防 1,090円/回 |
| *サービス提供体制強化加算 | 6円/回 | |
| *特別管理加算(Ⅰ) | 500円/月 | *特別管理加算(Ⅱ) 250円/月 |
| *ターミナルケア加算 | 2,500円/死亡月 | |
| *理学療法士・作業療法士・作業療法士による訪問看護 | | |
| 介護 | 294円/1回につき20分 | 予防 284円/1回につき20分 |
| 理学療法士等の訪問による減算(予防訪問看護含む) | 8単位/回 | |
| 予防訪問看護(リハビリ) | 12月超減算 | 15円/回 |
| *初回加算(Ⅰ) | 350円/月 | 初回加算(Ⅱ) 300円/月 |
| *長時間訪問看護加算(1時間30分以上) | 300円/回 | |
| *複数名訪問看護加算(Ⅰ) ※2人の看護師等が同時に訪問看護行う場合 | | |
| ・254円/30分未満 | | ・402円/30分以上 |
| 複数名訪問看護加算(Ⅱ) ※看護師等と看護補助者が同時に訪問看護行う場合 | | |
| ・201円/30分未満 | | ・317円/30分以上 |
| *緊急時訪問看護加算(Ⅰ) | 600円/月 | 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 574円/月 |
| *退院時共同指導加算 | 600円/回 | |
| *看護・介護職員連携強化加算 | 250円/月 | |
| ※加算は要件を満たした場合に算定します。 | | |

※早朝(午前6時から午前8時)と夜間(午後6時から午後10時)は25%増しです。
深夜(午後10時から午前6時)は50%増しです。

※上記の時間は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画で定められた時間を基準とします。

①交通費 芸西村、安芸市、香南市夜須町のサービス地域は無料です。
上記以外の地域の方は距離数に応じて規定の交通費(内税)を徴収します。

②利用料支払い方法

毎月末締めとし翌月10日以降に利用料請求書を発行いたしますので現金支払いやゆうちょ銀行口座振替(自動引き落とし)、また口座振り込みが可能です。
詳しくはスタッフまでお尋ねください。

・居宅サービス計画書を作成しない場合や市町村から直接利用料が支払われない場合は、利用料の10割を徴収し、「サービス提供証明書」を発行します。
この証明書を、後日各市町村に提出しますと自己負担金以外の払い戻しを受けることができます。

6.利用の中止について

- (1)利用者がサービスの利用を中止する場合は、0887-33-3807に連絡をください。
- (2)利用者の都合でサービスの利用を中止する場合は、24時間前までに連絡をください。
24時間以内の連絡や看護師等の訪問時不在・キャンセルとなった場合は下記のとおりキャンセル料を徴収します。但し、利用者の容態急変等緊急やむを得ない場合、キャンセル料は不要です。

| | |
|---------------|---------------|
| 利用の24時間までに連絡有 | 無料 |
| 利用の12時間までに連絡有 | 介護報酬(10割)の25% |
| 利用の12時間までに連絡無 | 介護報酬(10割)の50% |

7.事業の目的及び運営方針

(1)事業の目的

要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者、ターミナル期にある人、精神及び身体障害者、難病の人等に対し、適正な訪問看護を提供します。
訪問看護ステーションからの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものです。

(2)運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
実施に当たり関係機関、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

8.相談窓口・苦情対応

(1)サービスに関する相談や苦情については、下記で対応いたします。

| | | | |
|-----|-----|-----|-------------------------|
| 相談員 | 管理者 | 電話 | 0887-33-3807 |
| | | 月～金 | 9:00～17:00 土 9:00～12:30 |

(2)公的機関においても、苦情の申し立てができます。

| | |
|----------------|----------------------|
| 芸西村役場健康福祉課 | 電話 0887-33-2112 |
| 安芸市役所市民課介護保険係 | 電話 0887-35-1003 |
| 香南市役所高齢者介護課 | 電話 0887-57-8510 |
| 高知県国民健康保険団体連合会 | 電話 088-820-8410・8411 |

9.当法人の概要

| | |
|-------|-------------------------------|
| 名 称 | 医療法人おくら会 |
| 代 表 者 | 理事長 藤戸 良輔 |
| 所 在 地 | 高知県高知市上町1丁目4-24 |
| 電 話 | 088-822-3440 FAX 088-824-8144 |

【病院、事業所の名称】

芸西病院 介護老人保健施設リゾートヒルやわらぎ
訪問看護ステーションげいせい 訪問リハビリテーションげいせい
支援事業所みずき グループホームげいせい
藤戸病院
訪問看護ステーションふじと
グループホームすみれ

10.事故等の発生時の対応について

事故等が発生した場合は、関係市町村に電話又はFAXで報告し速やかに対応し記録をするとともに、家族もしくは利用者の連絡先にも報告し迅速に対応します。
訪問看護賠償保険制度に加入し、訪問中の事故(身体の障害及び財物に対する損害)の賠償をします。

11.災害等の発生時の対応について

災害時の利用者の安全は基本的に家族又は代理人とさせていただきます。
災害時等は訪問を中止させて頂くことがあります。

12.感染症対策について

感染対策委員会・研修会等の活動に加え、各種の感染症の発生及びまん延等に関する訓練を実施します。

13.事業継続計画(BCP)等について

各種災害・各種感染症等が発生した際、業務が継続又は速やかに再開できるよう、その事業継続計画(BCP)等の策定、研修の実施、各種訓練等を実施します。
また、災害対策の取り組みについては、法人内他事業所や地域の行政、住民団体、近隣住民等への協力・連携を働きかけ、地域共同体制の構築に努めます。

14.虐待防止及び再発防止等について

虐待の発生又はその再発防止のための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者(責任者)を配置します。また、当該取り組みに関しては身体拘束適正化や障がい者虐待防止法、高齢者虐待防止法等の関連法に基づき、地域の関係機関等との連携の下、ご利用者等の人権擁護・虐待防止等に最大限努めます。

15.ハラスメント対策強化

法人規則に定められる「ハラスメントの防止に関する規定」に加え、介護サービス現場におけるカスタマーハラスメント(利用者又はその家族等からの身体的・精神的暴力及びセクシャルハラスメント等)について、発生防止と再発防止に努めます。

★個人情報について

円滑にサービスを提供するため、サービス担当者会議や介護支援専門員と事業者との連絡調整において、利用者および利用者の家族の個人情報を用いることに同意いたします。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 高知県安芸郡芸西村和食甲 4268
事業所名 訪問看護ステーションげいせい

説明者 _____ 印

16.第三者評価の実施について

当事業所は第三者評価を実施しておりません。

17.その他

当事業所の職員は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはできません。介護保険の制度上、利用者の心身の機能の維持回復の為に療養上の世話や診療の補助はできますが、食事を作ったり、掃除などはできません。

居宅訪問看護サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 _____ 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) _____ 住所 _____

氏名 _____ 印